

いじめ虐待等対応支援体制構築事業

(1) 事業の趣旨について

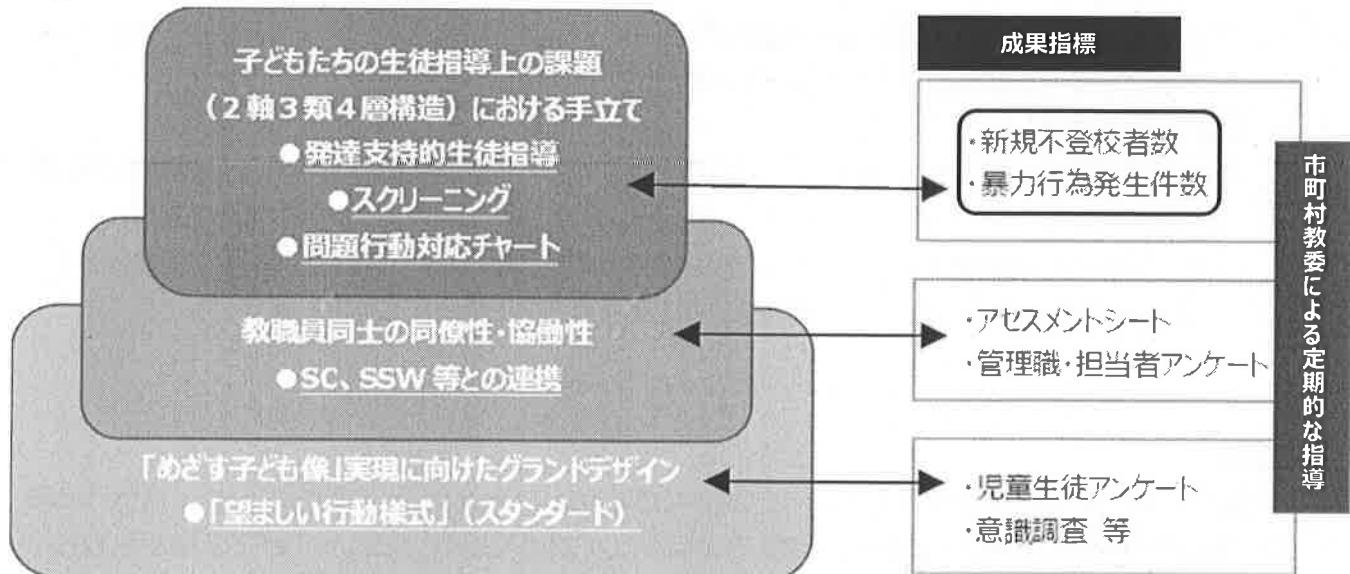
- ・いじめ重大事態の対応等、これまでには、府全体を大きく揺るがすような事案の報道が相次いだこと、全国的に見ても、児童虐待の課題も大きいことなどから、子どもの生命・身体が脅かされるような事案に対しては迅速かつ適切に対応できる支援体制が必要である。
- ・そのため、大阪府教育庁として、学校や市町村教育委員会からの支援要請をもとに、専門家から構成される府の緊急支援チームの派遣を行う。また、課題の大きい学校については、支援人材等を配置するとともに市町村教育委員会と連携し学校訪問等の直接支援を行う。
- ・市町村教育委員会においては、生徒指導上の諸課題について、重篤化する可能性のある事案及び、重篤な事案等に対する SSW・SC・SL 等の専門家等と連携した学校支援体制を築く。
- ・各学校においては、いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応について、問題行動の起こりにくい生徒指導体制の構築を行う。
- ・また、いじめ重大事態等をはじめとする事案の重篤化を防止する学校の生徒指導体制を構築する。

⇒加えて、長期的なコロナ禍の影響により、子どもたちのストレスの高まりやコミュニケーションの欠如、登校しないことへの抵抗が下がるといった状況が続くなか、暴力行為を始めとする問題行動等の要因は複合的に絡み合い、特定することがより難しくなっている。さらに、不登校の背景にある深刻ないじめや虐待等に気づきにくいのも現状。

例えば、コロナ禍を理由とした欠席に対して教職員が児童生徒や家庭に対してアプローチしにくい等、教職員の危機感のアンテナが上がりにくくなる状況が続くことから、学校の生徒指導は、より組織的に体系的に行うとともに、専門家を含めた「チーム学校」がより機能的に展開される必要性が高まっている。

(2) 学校における未然防止・予防について

機能的な「チーム学校」に基づいた生徒指導体制



機能的な「チーム学校」に基づいた生徒指導体制

① 「めざす子ども像」実現に向けたグランドデザイン

子どもたちにどういった力をつけたいか、どう成長させたいかといった「めざす子ども像」を教職員同士で共通理解を持つこと、校内で統一された基準で子どもたちへの指導に当たることが必要。

○「望ましい行動様式」（スタンダード）

- ・学校教育目標を具現化し、児童生徒の具体的な行動様式・行動基準を明確化する。
- ・教職員間で基準を共有するとともに児童生徒が意識できるようにする。また、児童生徒主導で「望ましい行動様式」の設定や互いの行動を賞讃し合う等、発達支持的に展開させることも視野に入れること。
- ・行動様式に係る取組みを学校全体で適切に家庭や地域に発信し、共有や連携を図る。

② 教職員同士の同僚性・協働性

組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合う同僚性が基盤となる。教職員や専門家等多職種で組織される学校がチームとして実効的に機能するには、組織風土（雰囲気）を育むことが必要。

○SC、SSW 等との連携

- ・多職種の専門家が関わることにより、多角的なアセスメント、多様なプランニングを実施し、子どもの課題の明確化、具体的な方針を共有する。

③ 子どもたちの生徒指導上の課題（2軸3類4層構造）における手立て

日常の全ての教育活動において進める「発達支持的生徒指導」を始め、課題の予兆的段階、深刻な課題が生じた段階等、学校の生徒指導上の課題や取組みのねらいに応じて選択、注力することが必要。

○発達支持的生徒指導

- ・すべての子どもを対象として、自己肯定感や自己有用感等を高め、主体性・協調性・社会性等の力を育成する。その際、子どもが自発的・主体的に成長、発達する過程を支えるような働きかけを意識する。

○スクリーニング

- ・早期発見、早期対応をねらいとし、全児童生徒を対象として行い、支援の必要な子を早期発見し、早期支援につなぐ。
- ・子どもの状況等をみとる客観的基準を教職員間でそろえる。加えて、子どもの主観による項目を入れることから、子どもの些細な変化に気づく観点とすることも有効となる。

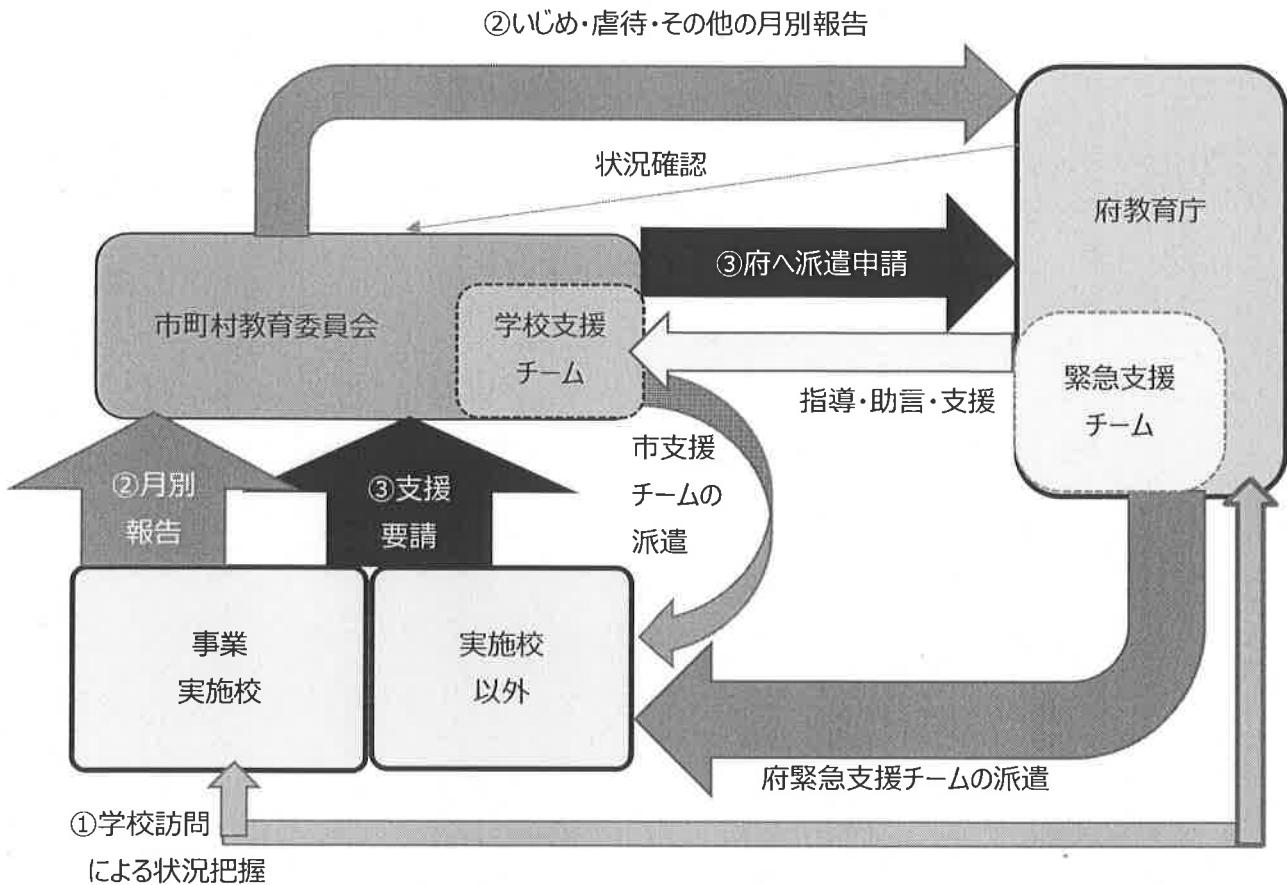
○問題行動対応チャート

- ・問題行動等をくりかえさせない、深刻化させないことをねらいとし、指導の基準を明確化し、教職員間での指導のずれをなくす。
- ・問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐとともに、加害行為について加害者本人の自覚を促す。
- ・レベルにより対応の主体を示すことで、権限と責任の所在を明確にする。

成果指標

- 生徒指導体制に係る取組みが児童生徒にとって効果的なものとなっているかどうか、定期的に点検し、振り返りに基づいて取組みを更新し続けることが必要。その際、事業目的として最重要指標とするのが、「新規不登校者の減少」「暴力行為発生件数の減少」である。
- 加えて、生徒指導体制の充実の手がかりとするのが、教職員が記入する「アセスメントシート」や「管理職・担当者アンケート」等による自己点検である。
- さらに、学校が児童生徒にとって安心・安全な居場所となっているかどうかをはかるものとして、児童生徒対象の「生活アンケート」や「意識調査」がある。学校の課題やめざす方向性に応じて様式や項目を各校において設定する。

(3) 大阪府教育庁の緊急支援について



市町村教育委員会及び各学校における府の緊急支援チームの要請のプロセスについて

①実施校訪問時のヒアリングを活用した緊急支援の要請

- ・事業実施校への学校訪問時に気になる事案について、学校・市町村教育委員会・大阪府教育庁で共有する。
- ・府指導主事・緊急支援 AD 等が助言を行う。
- ・学校および、市町村教育委員会は必要に応じて、府の緊急支援チームの派遣を要請する。
- ・府の緊急支援チームの派遣。

② 実施校月別調査をもとにした緊急支援の要請

- ・事業実施校は、暴力行為・いじめ・不登校に加え、いじめ重大事態や深刻な虐待（あるいはその可能性が考えられる事案）の報告を、市町村教育委員会を通じて大阪府教育庁に報告・共有する。
- ・気になる事案について、府指導主事から市町村教育委員会に対して状況の確認。
- ・学校および、市町村教育委員会は必要に応じて、府の緊急支援チームの派遣を要請。
- ・府の緊急支援チームの派遣。

③深刻化する可能性のある事案もしくは、深刻な事案の発生に伴う緊急支援の要請

(※事業実施校以外も含むすべての府域の小中学校が対象)

- ・事案の発生に伴い、学校および市町村教育委員会は府の緊急支援チームの派遣を要請。
- ・府指導主事から市町村教育委員会に状況の確認。
- ・府の緊急支援チームの派遣。

